

佐賀大学における研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について

佐賀大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正） 文部科学大臣決定）第1節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、競争的資金等及び運営費交付金等により配分される研究費（以下「研究費」という。）の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

○最高管理責任者

職 名 学長

責任と権限 本学の研究費の運営・管理についての最終責任を負う。また、以下の統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運用・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

○統括管理責任者

職 名 理事（企画・総務・財務担当）

責任と権限 最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理全体を統括し、必要に応じ改善を指示する。

○コンプライアンス推進責任者

職 名 理事（企画・総務・財務担当）、理事（教育・学生担当）、理事（研究・社会連携・国際担当）、副学長（全学教育機構長）、教育学系長、芸術学系長、経済学系長、医学系長、理工学系長、農学系長、医療系長

責任と権限 本学の研究費の部局等の責任者で、予算単位ごとの研究費の運営・管理に当たる。